

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ④

2014年度基本協約・協定改訂第3回団体交渉 非違行為区分は賃金・賞与の基準ではないのか！

本部は8月27日、2014年度基本協約・協定改訂第3回団体交渉を開催しました。今回は労使関係部分の組合掲示板の設置、上部機関の大会等への勤務時間中の組合活動範囲の拡大、経営協議会・団体交渉・業務委員会、掲示物の一方的撤去、恣意的な定昇・ボーナスカット、苦情処理・簡易苦情処理の会社の一方的な協約解釈について議論しました。しかし、会社の不誠実な姿勢によりすべての項目で対立を確認しました。

詳細は業務速報No.922を参照して下さい。

- 5名以上とする組合掲示板の設置基準は認められない。組合員が所属するすべての職場に掲示板を！
- 以前より5名以上と説明している。設置基準は変えない。
- 組合からの申し入れについては団体交渉を開催すること！
- 協約に則ってその都度判断する。
- 地方での経営協議会を定期的を開催すること！
- 地方でも必要があれば開催する。
- 一方的な掲示物の撤去は不当労働行為である！やめること！
- 協約に則って個別に判断する。撤去理由は説明しない。
- 恣意的なボーナスカットをやめること！
- 成績率適用は公正公平にやっている。
- 非違行為の区分①②③の軽重を組合員に明らかにすること！苦情処理会議では減額理由をすべて明らかにすること。
- 一定の基準はあるが、明らかにするつもりはない。

**第4回団体交渉は9月1日、13時から開催し、
労使関係および労働条件について議論します。**

伊勢運輸区に掲示板を直ちに設置せよ！